

## 富士見市ムクドリ用防除装置貸出要領

令和8年4月30日

### (趣旨)

第1条 この要領は、市民等がムクドリの飛来による被害を防ぐため、市が所有するムクドリ用防除装置（以下「防除装置」という。）を市民等に貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 防除装置の貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) その他市内に固定資産を有し、又は賃借している個人及び法人その他の団体

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする場合は貸出しの対象としない。

### (貸出機器)

第3条 貸出機器は、別表のとおりとする。

### (貸出日時等)

第4条 防除装置の貸出日時は、富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する日を除いた日の月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分とする。

2 防除装置を連続して貸し出すことができる期間は、7日を限度とする。

3 防除装置の貸出しは、市が防除装置を使用する期間を除いた期間において行うものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、市は、防除装置の点検等のため必要と認めた時は、貸出しを中止することができる。

### (貸出台数)

第5条 防除装置の貸出台数は、1度につき最大でハンディ型追い払い機2台、レーザーポインター1本とする。

(貸出料)

第6条 防除装置の貸出料は、無料とする。

(貸出申請)

第7条 防除装置の貸出しを受けようとする者は、富士見市ムクドリ用防除装置貸出申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、個人番号カード、運転免許証その他申請者の本人確認ができる書類を提示しなければならない。
- 3 第2条第2号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合は、前項に規定するもののほか、市内に事務所を有することを確認できる書類を提示しなければならない。
- 4 第2条第3号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合は、第2項及び前項に規定するもののほか、固定資産を有し、又は賃借していることを確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出許可)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に防除装置を貸し出すものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、防除装置の使用及び保管にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防除装置は、注意をもって使用し、保管すること
- (2) 作業を実施する際は、周辺住宅及び歩行者等、周囲の安全確保等に十分配慮すること
- (3) 防除装置の使用に伴う汚れの付着等があった場合は、清掃を行い汚れを落とすこと
- (4) 防除装置を使用中、機械に異常を感じた場合、直ちに使用を中止して環境課まで連絡し、その指示に従うこと
- (5) 借受者は、借り受けた防除装置を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた時は、この限りではない。

(禁止事項)

第10条 借受者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 防除装置を市外で使用すること
- (2) 防除装置を雨天の中で使用すること
- (3) 防除装置を第三者に譲渡又は転貸すること
- (4) 防除装置を変造すること
- (5) 防除装置を利用して請負等の事業を行うこと

2 市長は、借受者が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出しを中止することができる。

3 前項の規定による貸出しの中止に伴い、借受者に損害等が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(防除装置の返納)

第11条 借受者は、防除装置の使用を終了したときは、速やかに当該防除装置を返納し、市長の確認を受けなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表

No.	機器名	規格等	備考
1	ハンディ型 追い払い機	(圧縮時) 全長約 1.3m (引き出し時) 全長約 3m	乾電池 (単 1×4) は借受者が用意
2	レーザー ポインター	緑色レーザーポインター 到達距離 300m	乾電池 (単 4×2) は借受者が用意

別記様式(第6条関係)

富士見市ムクドリ用防除装置貸出申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

住所

(法人その他の団体の場合は所在地)

申請者 氏名

(法人その他の団体の場合はその法人等の名称及び代表者名)

電話番号 — —

次のとおりムクドリ用防除装置の貸出しを申請します。

なお、貸出しを受けた防除装置の使用に当たっては、注意事項を厳守いたします。

作業予定 所在地	富士見市
作業概要	
貸出期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( ) ※貸出期間は最大で7日間
注意事項	1 防除装置は、富士見市内で使用すること 2 防除装置は、雨天の際には使用しないこと 3 防除装置は、第三者に譲渡又は転貸しないこと 4 防除装置を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うこと(市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く)

本人確認 個人番号カード・運転免許証・その他( )

ハンディ機 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

レーザーポインター 1 ・ 2 ・ 3

確認者

返却確認 年 月 日( ) 午前・午後 時 分 確認者